

「今熊堰地区農業水路等長寿命化・防災減災事業調査計画委託」の公募についての公告

青森県農業農村整備関連業務公募型企画競争事務取扱要領に基づき、下記のとおり実施者を公募します。

令和 7 年 5 月 26 日

青森県上北農林水産事務所長

記

1 業務名

今熊堰地区農業水路等長寿命化・防災減災事業調査計画委託

2 業務の目的及び概要

(1) 目的

本業務は、令和 8 年度新規採択に向けた今熊堰地区の事業計画資料を作成するための調査計画業務を目的とする。

(2) 概要

事業計画資料作成 一式

3 応募資格等

別添今熊堰地区農業水路等長寿命化・防災減災事業調査計画委託応募要領による

4 契約の締結について

本業務に係る契約は、別添今熊堰地区農業水路等長寿命化・防災減災事業調査計画委託応募要領により特定された契約候補者と契約の協議が整い次第締結することとします。

5 その他

業務内容、特定方法等の詳細は、応募要領をご参照の上、必要に応じ 6 の「応募・照会等窓口」にご照会ください。

6 応募・照会等窓口

〒034-0082 青森県十和田市西二番町10-21

青森県上北農林水産事務所

TEL 0176-23-5317

メールアドレス takahiro_sasaki@pref.aomori.lg.jp

ryota_tanabu@pref.aomori.lg.jp

担当者 農村計画課 佐々木、田名部

今熊堰地区農業水路等長寿命化・防災減災事業調査計画委託応募要領

1 業務名

今熊堰地区農業水路等長寿命化・防災減災事業調査計画委託

2 業務の目的

本業務は、令和8年度新規採択に向けた今熊堰地区の事業計画資料を作成するための調査計画業務を目的とする。

3 業務の内容

別添特記仕様書のとおり

4 履行期間

契約締結の翌日から令和8年3月24日（火）までとする。

5 応募資格

公募に応募できる者は、次の（１）及び（２）の双方に該当する者とする。

（１）対象者

民間事業者、独立行政法人、認可法人及び民間団体（公益法人を含む。）のいずれかに該当する者

（２）参加資格

次に掲げる事項の全てに該当する者

ア 青森県建設関連業務の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（昭和58年2月青森県規則第6号）第3条第2項各号に掲げる業種について、同規則第5条の規定による認定を受けた者（企画提案書の提出期限までに認定を受けることが見込まれる者を含む。）、物品の製造の請負、買入れ及び借入れに関する契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札に参加する者の資格等に関する要領（平成13年4月1日施行）に規定する資格を有する者（企画提案書の提出期限までに競争入札参加資格者名簿に登載されることが見込まれる者を含む。）、または、令和07・08・09年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の役務の提供等で「東北地域」で申請しており、かつ、「調査・研究」に申請している者であること（企画提案書提出期限までに競争参加資格の登録が見込まれる者を含む）。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号及び第2項各号のいずれにも該当しない者であること。

ウ 青森県建設業者等指名停止要領（平成2年6月28日付け青監第633号）等に基づく知事の指名停止の措置に参加表明書の提出期限の日から契約締結の時までの間に受けていない者であること。

エ 県内に本店又は支店を有していること。

オ 配置予定管理技術者は、技術士（農業部門：農業土木または農業農村工学）、

農業土木技術管理士及びシビルコンサルティングマネージャー（農業土木部門）のいずれかの資格を有する者であること。

6 参加表明書に関する事項

（１）本業務の受託を希望する者は、様式第１号「参加表明書」に競争入札参加資格の認定結果の通知書の写しを添えて12の「応募・照会等窓口」に持参又は郵送により提出すること（提出期間内に必着のこと）。

（２）提出期間

令和７年５月２７日（火）から令和７年６月５日（木）まで

国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日、日曜日及び土曜日（以下「休日等」という。）を除く毎日午前９時から午後５時まで

7 企画提案書の作成、提出等

（１）６の参加表明書を提出した者は、次の項目を内容とする企画提案書を作成するものとする。

なお、企画提案書等に使用する言語は、日本語とする。

ア 過去１０年間における同種業務の実績（企画提案書様式２）

前年度から過去１０年間における３に示す業務内容と同種業務の実績を記載する。

イ 配置予定管理技術者の能力（企画提案書様式３）

配置予定管理技術者の保有資格状況、同種業務の経験、継続教育の取組状況について記載する。

ウ 見積書（積算内訳）（企画提案書様式４）

本業務に係る見積書（積算内訳）を作成する。

（２）提出方法

様式第２号により、作成した企画提案書を１２の「応募・照会等窓口」に持参又は郵送により１部提出すること。（提出期間内に必着のこと。）

ただし、提出する企画提案書は、１者につき１点に限る。

（３）提出期間

令和７年５月２７日（火）から令和７年６月９日（月）まで

休日等を除く毎日午前９時から午後５時まで

8 企画提案書を特定するための評価基準

（１）応募資格の有無

（２）企画提案書の内容の適切性（別添「評価基準及び留意事項」参照）

ア 過去１０年間の同種業務の実績（同種業務とは、３に示す内容のものとする。）

イ 配置予定管理技術者の能力

ウ 業務費の妥当性（見積書による。）

9 契約候補者の特定等

- (1) 契約候補者の特定に当たっては、県営農業農村整備工事建設業者等選定委員会において、提出された企画提案書を8の評価基準に基づいて審査のうえ本業務について企画的に最適なものを特定し、特定した企画提案書の提出者を契約候補者とする。なお、審査は、非公開とする。
- (2) 審査結果は、企画提案書を提出した者に、令和7年6月12日（木）までに通知（様式第3号）する。
- (3) 契約候補者に特定されなかった旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（休日等を除く。）以内に青森県上北農林水産事務所長に対し、契約候補者に特定されなかった理由について、次に従い書面（様式任意）により説明を求めることができる。

ア 受付窓口

〒034-0082 青森県十和田市西二番町10-21

青森県上北農林水産事務所

TEL 0176-23-5317

メールアドレス takahiro_sasaki@pref.aomori.lg.jp

ryota_tanabu@pref.aomori.lg.jp

担当者 農村計画課 佐々木、田名部

イ 受付時間

休日等を除く毎日午前9時から午後5時まで

- (4) 青森県上北農林水産事務所長は、契約候補者に特定されなかった理由の説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日以内（休日等を除く。）に書面により回答する。

10 その他

- (1) 提出期限までに参加表明書を提出しなかった者は、企画提案書を提出することができない。
- (2) 参加表明書及び企画提案の作成及び提出に係る費用は、提出者が負担する。
- (3) 提出された参加表明書及び企画提案書は返却しない。
- (4) 参加表明書及び企画提案書は、採点等本業務に係る事務手続き以外の目的で提出者に無断で使用しない。
- (5) 受領期限以降における参加表明書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- (6) 参加表明書及び企画提案書に記載した予定担当者は、原則として変更できない。
ただし、病休、死亡、退職等の極めて特別な理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- (7) 参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書及び企画提案書を無効とする。
- (8) 契約締結後、本業務で取得した著作権については、青森県上北農林水産事務所

長が継承するものとする。

- (9) 応募要領に関する質問がある場合は、令和7年6月5日(木)までに、書面(様式任意)により12の「応募・照会等窓口」に提出すること。

11 契約等

- (1) 本業務に係る契約限度額は、9,933千円程度(消費税及び地方消費税を含む。)を想定している。
- (2) 本業務に係る契約は、契約候補者と契約の協議が調い次第、青森県上北農林水産事務所長と企画提案書の見積額の金額で締結する。
- ただし、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができないこともある。

12 応募・照会等窓口

〒034-0082 青森県市十和田市西二番町10-21

青森県上北農林水産事務所

TEL 0176-23-5317

メールアドレス takahiro_sasaki@pref.aomori.lg.jp

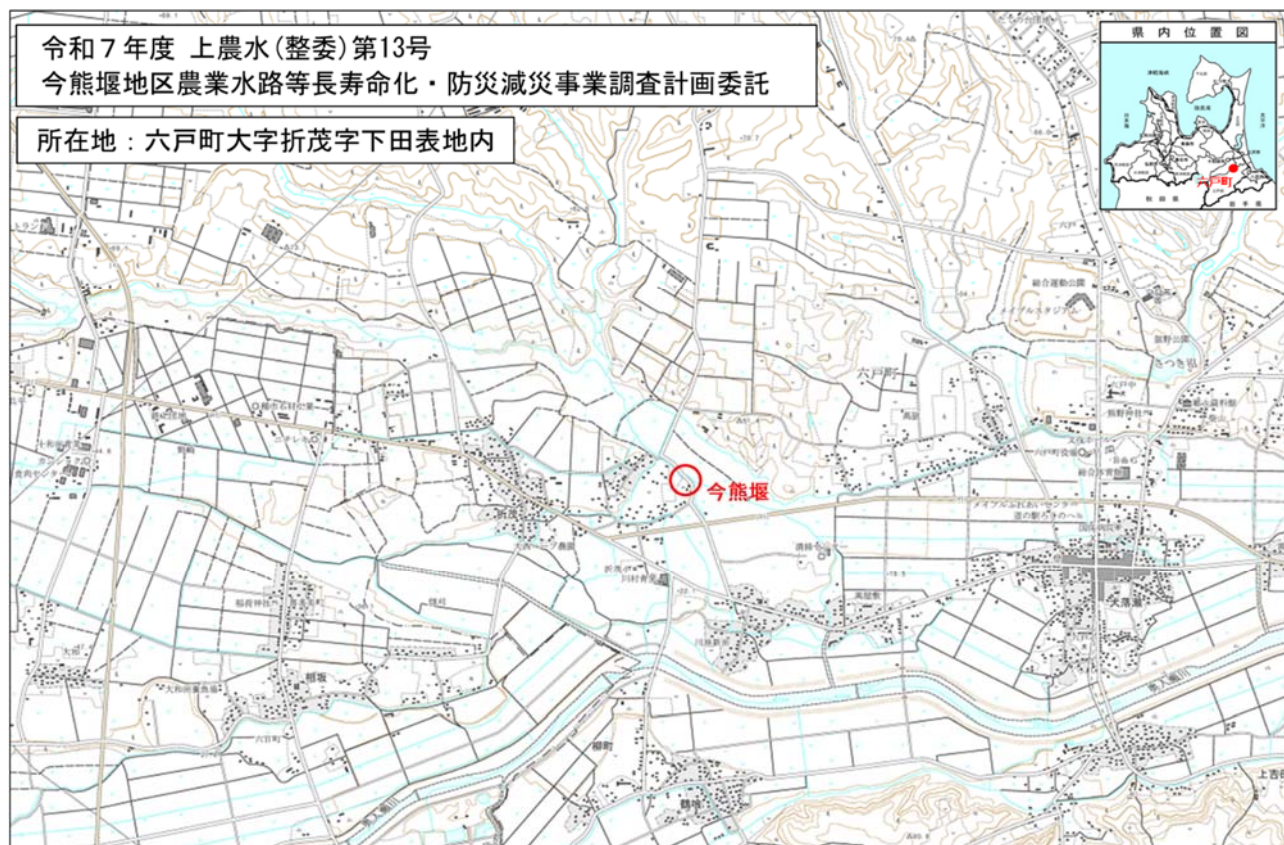
ryota_tanabu@pref.aomori.lg.jp

担当者 農村計画課 佐々木、田名部

(別添資料)

本 地 区 の 概 要 等

- 1 本業務場所は次のとおりである。



この地図は、国土地理院発行の2万5千分の1の地形図を使用したものである。

- 2 本業務の特記仕様書は次のとおりである。

業務番号	上農水(整委)第13号
業 務 名	今熊堰地区農業水路等長寿命化・防災減災事業調査計画委託
業務場所	六戸町大字折茂字下田表 地内
履行期間	契約締結日の翌日 ~ 令和8年3月24日

特 記 仕 様 書

第 1 章 総 則

(適用範囲)

第 1 条 本業務は、「農村整備設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）及び「青森県農業農村整備事業設計業務マニュアル」（以下「マニュアル」という。）によるほか、この特記仕様書によるものとする。

(目的)

第 2 条 この業務は、今熊堰地区農業水路等長寿命化・防災減災事業の事業計画資料を作成するための調査計画業務を行うものである。

(業務場所)

第 3 条 業務場所は六戸町大字折茂字下田表地内で、別添位置図に示すとおりである。

(管理技術者)

第 4 条 管理技術者は、技術士（農業部門：農業土木または農業農村工学）、農業土木技術管理士及びシビルコンサルティングマネージャー（農業土木部門）のいずれかの資格を有する者とする。

第 2 章 作業条件

(適用する図書)

第 5 条 この業務の基本的事項に関しては、次に示す図書によるものとする。他の図書を適用する場合は、調査職員の承諾を得るものとする。

名 称	編者・著者・発行所	制定（改訂）年月
土地改良事業計画設計基準	農業農村工学会	—
農業水利施設の機能保全の手引き	(社)農業土木事業協会	令和 5 年 5 月

(作業条件)

第 6 条 調査計画における作業条件は次のとおりである。

項 目	内 容
1 基本条件	・ 各種資料作成にあたっては、提出期日を把握したうえで、遅滞のないよう計画的な作業に努めること。
2 事業計画策定業務	・ 農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱及び同要領に基づき、事業計画を作成すること。

(参考図書)

第7条 調査計画の参考にする図書は、共通仕様書によるほか次によるものとする。

名 称	編者・著者・発行所	制定（改訂）年月
新たな土地改良の効果算定 マニュアル	(株)大成出版社	平成27年9月
農業水利施設ストックマネジ メントマニュアル	関東農政局 保全対策センター	平成19年3月
その他	調査職員が指示したもの	—

(貸与資料)

第8条 貸与資料は次のとおりである。

貸与資料名	部 数	備 考
県営大光寺地区かんがい排水事業 土地改良財産調書	1部	
調査職員との協議による		

(参考図書及び貸与資料の取扱い)

第9条 第7条、第8条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料等の取扱いは次のとおりとする。

- 1 参考図書は設計作業時点の最新版を用い、設計作業中に改訂された場合は、調査職員と協議する。
- 2 貸与資料は原則として、第1回打合せ時に一括貸与するものとし、調査職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

第3章 調査計画業務の内容

(業務概要)

第10条 調査計画業務の概要は次のとおりである。

項 目	内 容
1 設計業務	事業計画資料作成 一式

(作業項目及び数量)

第11条 本業務の作業項目及び数量は次のとおりである。

- 1 事業計画資料作成
ア 構想設計

項 目	内 容	数 量	備考
【基本設計 頭首工】※	・設計内容：難易度補正Ⅰ（普通）		※「農林水産省 土地改良工事積

	・個別補正は次のとおり		算基準（調査・測量・設計）令和6年度」による。
(1) 現地調査	設計に必要な現地調査を行う。	一式	個別補正 0.80
(2) 資料の検討	資料収集及び貸与資料の内容を把握する。	一式	
(3) 一般図作成	平面図、標準断面図等を作成する。	一式	個別補正 0.25
(4) 仮設計画	仮設関係の概要図を作成する。	一式	個別補正 0.25
(5) 数量計算	更新する施設の主要な数量を計算する。	一式	個別補正 0.25
(6) 概算工事費積算	主要な数量等による単価で概略工事費を算出する。	一式	個別補正 0.25
(7) 点検取りまとめ	各作業項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書を作成する。	一式	個別補正 0.50

イ 機能保全計画作成

項 目	内 容	数 量	備考
(1) 概略診断	人間の五感による判断と簡易計測器の測定値、日常・定期点検記録や整備・補修記録及び、捜査記録等から設備の状態、機能を確認する。	一式	
(2) 健全度評価	概略診断結果に基づき、施設の健全度の判定を行う。	一式	
(3) 性能低下予測	対策が必要となる時期や方法を比較検討するとともに、対策時期を明らかにし、劣化特性等を踏まえて、将来予測（余寿命予測）を行う。	一式	
(4) 機能保全対策の検討	当面必要となる機能保全対策を検討する。劣化傾向等を予測し、将来的な劣化対策を検討する。	一式	
(5) 対策実施シナリオの作成	今後必要となる対策の時期、内容等を予測して、機能保全コストを算出するために対策範囲・工法とその実施時期の組合せを検討する。	一式	

(6) 機能保全コストの策定	各種診断結果による機能保全コストとして、当面の整備に必要な費用、今後の更新等に必要な費用（想定）、定期点検に必要な費用を合算し算定する。	一式	
(7) 機能保全計画の策定	施設機能の維持、対策実施の合理性、設備重要度との適合性、維持管理の容易さ等を総合的に勘案し機能保全計画を策定する。	一式	

ウ 計画書作成

項 目	内 容	数 量	備考
1 経済効果算定			
(1) 資料の検討	経済効果算定に必要な基礎数値を決定する。	一式	
(2) 作物生産効果算定	作物生産効果算定を算定する。	一式	
(3) 営農経費節減効果算定	営農経費節減効果を算定する。	一式	
(4) 維持管理節減効果算定	維持管理節減効果を算定する。	一式	
(5) 災害防止効果（農業）	災害防止効果（農業）を算定する。	一式	
(6) 国産農産物安定供給効果	国産農産物安定供給効果を算定する。	一式	
(7) 総費用算定	総費用を算定する。	一式	
(8) 総便益額算定	総費用総便益を算出し、経済効果を算出する。	一式	
(9) 総費用総便益比算定	経済効果の考え方を整理する。	一式	
2 事業計画概要表作成			
(1) 概要表	所定様式により、概要表を作成する。	一式	
(2) 計画一般図	原則として1/50,000で図面を作成する。	一式	

（作業の留意点）

第12条 作業上特に留意する点は以下のとおりである。

- 1 設計にあたっては、造成される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。
- 2 設計にあたって参考にした文献等については、その出典及び該当ページを明示するものとする。
- 3 事業量及び事業費の算定にあたっては、その算定根拠を明確にし、計算過程を省略してはならない。

- 4 施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする。
- 5 本業務は、青森県農業農村整備環境情報協議会で環境の保全・再生に向けた取組内容の審査を受けることを踏まえて作業にあたること。
- 6 既製の計算プログラムを使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に調査職員へ説明するものとする。

第4章 打合せ

（打合せ）

第13条 打合せ時期及び回数は次のとおりである。

回	作業段階	備 考
第1回	着手前	作業条件確認及び業務計画書等（受注者側の審査体制についても記載すること。）について打合せする。
第2回	中 間	細部条件、構造細目等について打合せする。
第3回	最 終	成果品全体の取りまとめかたについて打合せする。

* 何れの打合せ時でも打合簿により相互確認する。

第5章 成果物

（成果品）

第14条 提出すべき成果品及び提出部数は次のとおりである。

成果品名	内 容	規 格	部数
業 務 報 告 書	事業計画資料、事業計画概要書参考資料、添付図面 等	A-4	2 部
電 子 媒 体	業務報告書及び図面	CD-R又はDVD-R	2 部

（成果物の装丁等）

第15条 成果物の装丁等は、以下のとおりとする。

- 1 業務報告書は原則として1冊にまとめること。ただし、合冊が不可能な場合は調査職員と打合せし、承諾を得た上で分冊しても良いこととする。
- 2 装丁はチューブ式ファイルとする。
- 3 提出先は、青森県上北農林水産事務所（青森県十和田市西二番町10-21）とする。

第6章 その他

(定めなき事項)

第16条 この特記仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて調査職員と協議するものとする。また、成果品納入後であっても、誤り、不備等が発見された場合は速やかに処理するものとする。

3 評価基準等は次のとおりである。

(1) 応募資格の判定

応募資格	判定	判定基準
1 建設関連業務の競争入札参加資格		1～3のいずれにも該当しない場合は失格
2 物品等の競争入札参加資格		
3 農林水産省競争参加資格（「東北地域」かつ「調査・研究」）		
4 地方自治法施行令第167条の4第1項及び第2項に該当しないこと		該当する場合は失格
5 青森県建設業者等指名停止要領等に基づく知事の指名停止を受けていないこと		指名停止を受けている場合は失格
6 県内に本店又は支店を有していること		該当しない場合は失格
7 配置予定技術者は、必要な資格を有していること		該当しない場合は失格
(以下、参加資格に示す事項を記載)		
判定		

(2) 評価項目及び評価基準

評価項目	評価基準	評価点
1 技術力評価 (30点)	企業評価〔10点満点〕	
	(1) 同種業務の実績（国・県発注のもの）	
	①過去10年間で5件以上の実績あり	10点
	②過去10年間で1件以上の実績あり	5点
	③過去10年間で実績なし	0点
	技術者評価〔20点満点〕	
	(2) 配置予定管理技術者の保有資格	
	①技術士（該当技術部門）、	7点
	②RCCM（当該技術部門）、農業土木技術管理士	4点
	(3) 配置予定管理技術者の同種業務経験（国・県発注のもの）	
	①過去5年間で3件以上の経験あり	7点
	②過去5年間で1件以上の経験あり	4点
	③上記以外	0点
	(4) 配置予定管理技術者の継続教育の取組状況	
	①各団体の目標（推奨）単位数を満たしている	6点
	②各団体の目標（推奨）単位数の半数以上を満たしている	3点
	③上記以外	0点
30点×技術力評価得点／技術力評価満点		点
2 価格評価 (70点)	70点×（1－見積価格／予定価格）	点
合計 (100点)		点

(様式第 1 号)

番 号
年 月 日

青森県上北農林水産事務所長 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名

参 加 表 明 書

「今熊堰地区農業水路等長寿命化・防災減災事業調査計画委託」の業務企画に関する
提案に参加します。

記

添付書類 ： 応募資格に関する証明資料

(担当者)
所属／部署
氏名
電話
E-mail

(様式第 2 号)

番 号
年 月 日

青森県上北農林水産事務所長 殿

住所
商号又は名称
代表者氏名

企画提案書の提出について

「今熊堰地区農業水路等長寿命化・防災減災事業調査計画委託」に関する企画提案書を別添のとおり提出します。

記

添付書類 : 企画提案書 1 部

(担当者)
所属／部署
氏名
電話
E-mail

(様式第 3 号)

番 号
年 月 日

あて

青森県上北農林水産事務所長

企画提案書の審査結果について（通知）

「今熊堰地区農業水路等長寿命化・防災減災事業調査計画委託」に関する企画提案書を審査した結果、契約候補者に特定された《には特定されなかった》ことを通知します。

（担当者）

所属／部署

氏名

電話

E-mail

(企画提案書様式2)

過 去 10 年 間 の 同 種 業 務 の 実 績

業務名： 今熊堰地区農業水路等長寿命化・防災減災事業調査計画委託

会社名：

事業名	業務概要	発注機関	履行期間

【注意事項】

- ・実績には、県営以外の農業農村整備事業を含む。
- ・記入は、A4用紙1枚以内とする。
- ・同種業務の実績の取り扱いについて
同種業務とは
 - ① 事業名が同じで計画手法が確立されている業務。
 - ② 事業名は違うが調査手法等が既存の事業と同様と認められる業務。
 - ③ 新規創設事業であっても、調査方法や計画手法並びに計画書作成や効果算定が既存の業務と同様と認められる業務。
 - ④ それ以外の業務は「実績なし」とする。

(企画提案書様式3)

配置予定管理技術者の能力

業務名： 今熊堰地区農業水路等長寿命化・防災減災事業調査計画委託

会社名：

1 配置予定管理技術者の資格保有状況

氏 名	役 職	保有する技術者資格

2 配置予定管理技術者の過去5年間の同種業務経験

氏 名	所属・役職	業 務 名	業務概要	発注機関	履行期間

3 配置予定管理技術者の継続教育の取組状況

氏 名	団 体 名	目標(推奨)単位	取得単位数

【注意事項】

- ・氏名には、「ふりがな」をふること。
- ・企画提案書の提出者以外の企業等に所属する担当者については、所属・役職欄に企業名等も記載すること。
- ・保有技術者資格には、資格の種類、部門（選択科目）を記載すること。
- ・1～3を併せてA4用紙2枚以内とする。
- ・記載に当たっては、「(別紙1) 配置予定管理技術者の継続教育の取組状況について」を参照すること。
- ・団体名には、継続評価制度を実施している団体の名称を記載すること。
- ・取得単位数の証明のため、証明書の写しを添付すること。
- ・資格保有状況の書類について、参加表明書に添付した場合は省略することができる。

(企画提案書様式4)

見積書 (積算内訳)

業務名： 今熊堰地区農業水路等長寿命化・防災減災事業調査計画委託

会社名：

区 分	数量	単位	単価	金 額	備 考

【注意事項】

- ・必要に応じて積算参考資料を添付する。
- ・作業項目毎に職種、人員等の内訳を整理すること。

<参考例>

(積算参考資料)

作業区分	職種別人員 (人)							備 考
	技師長	主任 技師	技師A	技師B	技師C	技術員		

(別紙 1)

配置予定管理技術者の継続教育の取組状況について

- 1 目標（推奨）単位の単位数及び取得年数については各団体の定めによるものとし、その証明日は前年度末（3月31日）時点とする。なお、証明書の有効期限は1年間とする。
- 2 継続教育は、配置予定技術者の保有する資格の種別、及び継続教育制度を実施している団体の種別に関係なく、定められている目標単位を満たすことにより評価の対象とする。
- 3 下表は、建設系CPD協議会に加入している団体のうち、継続教育制度を実施し目標単位数を定めている団体の目標単位数であるが、他団体の継続教育制度についても評価するものとする。

団体名	継続教育制度	目標（推奨）単位
全国土木施工管理技士会連合会	継続学習制度（CPDS）	30 ユニット／年 60 ユニット／2 年 90 ユニット／3 年 120 ユニット／4 年 150 ユニット／5 年
空気調和・衛生工学会	設備技術者継続能力開発システム（SHASE-CPD）	50 ポイント／年 250 ポイント／5 年
建設コンサルタント協会	CPD 制度	50 単位／年
地盤工学会	G-CPD 制度	50 ポイント／年
土木学会	土木学会 CPD システム	50 単位／年
日本環境アセスメント協会	JEAS-CPD 制度	50 単位／年
日本技術士会	技術士 CPD（技術研鑽）制度	50CPD 時間／年 150CPD 時間／3 年
日本建築士会連合会	建築士会 CPD 制度	12 単位／年
日本造園学会	造園 CPD（継続教育）制度	50 単位／年
日本都市計画学会	都市計画 CPD	50 単位／年
農業農村工学会	技術者継続教育機構（CPD）	50 単位／年